

# 八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業 特別貸付等利子補給金交付要綱

〔令和2年10月23日〕  
要綱第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、事業活動に著しい影響を受けた中小企業者等が、その事業の安定化を図るために必要な資金を借り入れた場合に負担する利子の軽減を図るため、予算の範囲内において、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国が実施する新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度の対象となる融資の決定を受けている者
- (2) 前号に規定する融資の申込みを行う時点において、別表に掲げる企業者の区分に応じ、当該区分に掲げる要件を満たしている者
- (3) 市税の滞納者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。）でないもの

(利子補給金額)

第3条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における資金の融資平均残高（1日ごとの最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に年0.9パーセント以内の利子補給率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 利子補給の対象となる融資額は、交付対象者1件につき3,000万円を限度とする。

(利子補給期間)

第4条 利子補給の期間は、特別利子補給制度による利子補給の期間の終期から当該特別利子補給制度に係る融資を受けた日から起算して10年を経過する日までを上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、利子補給期間中に次の各号に掲げる事由が生じた場合の利子補給の期間の終期は、当該各号に定める日とする。

- (1) 主たる事業所を市外に移転した場合 移転した日
- (2) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (3) 償還を怠った場合 約定に従い償還をした最後の日
- (4) 事業を休止し、又は廃止した場合 休止し、又は廃止した日

(利子補給金の交付申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補給金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査のうえ利子補給金の交付に係る可否を決定し、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補給金交付決定（申請却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により利子補給金の交付を決定した場合は、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更申請)

第7条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が当該交付決定に係る内容を変更しようとするときは、直ちに八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補給金変更申請書（様式第3号）に当該変更を証する書類及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、前条第1項の規定を準用して、交付決定者に変更の承認の可否を通知する。

(利子補給金の請求)

第8条 交付決定者が利子補給金を請求するときは、前年分の利子補給金について、毎年1月31日までに、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補給金請求書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付）

第9条 市長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、利子補給金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 主たる事業所を市外に移転したとき。
- (2) 償還を怠ったとき。
- (3) 事業を休止し、又は廃止したとき。
- (4) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (5) 第6条第2項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件に従わなかったとき。
- (6) 利子補給金を他の目的に使用したとき。
- (7) その他不正の行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

（利子補給金の承継）

第11条 利子補給金の交付決定に係る事業を譲渡、相続その他経営主体の変更により承継した者は、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補給金事業承継届出書（様式第5号）を承継があった日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年1月29日から適用する。



別表（第2条関係）

区 分	要件
<p>中小企業基本 法（昭和38年 法律第154 号）第2条第1 項に規定する 中小企業者</p>	<p>直近の1か月の売上高が前年又は前々年の同期の売上高と比較して100分の20以上減少していること。</p> <p>ただし、創業を行った個人又は創業により設立された会社であって、事業を開始した日以後（以下「創業後」という。）3か月以上1年1か月未満の場合にあつては、直近の1か月の売上高が、次に掲げるいずれかと比較して100分の20以上減少していること。</p> <p>ア 直近の3か月（直近の1か月を含む。）の月平均売上高 イ 令和元年12月の売上高 ウ 令和元年10月から12月までの月平均売上高</p>
<p>中小企業基本 法第2条第5 項に規定する 小規模企業者</p>	<p>直近の1か月の売上高が前年又は前々年の同期の売上高と比較して100分の15以上減少していること。</p> <p>ただし、創業を行った個人又は創業により設立された会社であつて、創業後3か月以上1年1か月未満の場合にあつては、直近の1か月の売上高が、次に掲げるいずれかと比較して100分の15以上減少していること。</p> <p>ア 直近の3か月（直近の1か月を含む。）の月平均売上高 イ 令和元年12月の売上高 ウ 令和元年10月から12月までの月平均売上高</p>

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等  
利子補給金交付申請書

八幡浜市長 様

申請者 所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補給金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

業種	
従業員数（正規雇用数）	人
創業年月日	年 月 日
資本金又は出資の総額	円
売上高減少率	<input type="checkbox"/> 小規模企業者15%以上減 <input type="checkbox"/> 中小企業者20%以上減
	%
添付書類	(1) 特別利子補給制度の対象となる融資を受けていることを証明する書類（借用証書等）の写し (2) 金融機関が発行した償還表 (3) 売上高の減少が確認できる書類 (4) 市税の納税証明書（法人の場合は、代表者の納税証明書及び法人市民税納税証明書）

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等  
利子補給金交付決定（申請却下）通知書

様

八幡浜市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった利子補給金については、下記のとおり決定したので、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補給金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1	決定内容	<input type="checkbox"/> 交付決定 ・ <input type="checkbox"/> 申請却下	
2	(交付決定の場合) 利子補給金の交付額	円	
内訳			
	年償還分	円	年償還分 円
	年償還分	円	年償還分 円
	年償還分	円	年償還分 円
	年償還分	円	年償還分 円
3	(交付決定の場合) 交付の条件	1 利子補給の対象期間中は、毎年、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補給金請求書（様式第4号）により請求を行うこと。 2 利子補給の対象となる融資の元金及び利子を遅延なく償還すること。 3 利子補給金を他の目的に使用しないこと。	
4	(申請却下の場合) 却下の理由		

年 月 日

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等  
利子補給金変更申請書

八幡浜市長 様

申請者 所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた利子補給金について、  
下記のとおり変更したいので、八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業  
者等支援事業特別貸付等利子補給金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類  
を添えて申請します。

記

1 変更内容

	既交付決定額	変更承認申請額	差引増減額
年償還分	円	円	円
年償還分	円	円	円
合 計	円	円	円

2 変更理由

添付書類

- (1) 変更内容を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類



八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等  
利子補給金請求書

八幡浜市長 様

申請者 所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた利子補給金について、  
八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補  
給金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 年償還分 金 円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座名義人名	フリガナ
口座種別	普通・当座
口座番号	

添付書類

- (1) 貸付金の元金及び利子の償還の事実を証明する書類（支払証明書等）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等  
利子補給金事業承継届出書

八幡浜市長 様

承継者 所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた利子補給金について、  
八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援事業特別貸付等利子補  
給金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

被承継者	所在地 商号又は名称 代表者名
承継の年月日	年 月 日
承継の理由	